

岩手県告示第679号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第23条第2項の規定により、指定検査機関の主たる事務所の所在地及び食鳥検査の業務を行う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定検査機関の名称	主たる事務所の所在地及び食鳥検査の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
一般社団法人岩手県獣医師会	盛岡市中央通三丁目7番24号	盛岡市向中野五丁目28番27号	平成30年7月20日